

# 安全な除草作業のための手引き（案）

## （目的及び適用範囲）

- 1 本手引き（案）は、除草機械を使用した除草作業時の安全を確保するため、使用する除草機械の仕様や安全対策等の一般的な技術上の留意事項、施工上必要な措置等を示したものである。
- 2 本手引き（案）は、県土整備部が発注する工事及び業務委託で行うすべての除草作業（準備として行うものを含む。以下「除草作業」という。）に適用する。
- 3 受注者は、本手引き（案）で定める事項のほか、関係法令や設計図書等を遵守し、安全に除草作業を実施すること。

## （作業準備）

- 4 受注者は、安全な除草作業を実施するため、次の事項を遵守すること。
  - （1）除草作業の着手前に、除草機械及び除草方法（防護措置を含む）について発注者の承諾を得ること。
  - （2）作業前に作業従事者に対して安全教育を行い、安全管理を徹底すること。
  - （3）作業予定範囲の石、針金、木片その他の障害物は、作業中に飛散し作業従事者又は第三者に危害を及ぼすおそれがあるため、作業前に障害物の除去を行うこと又は除去不能なものは注意標識等を設けることにより、障害物の位置を明確にすること。
  - （4）作業予定範囲にある障害物の位置や段差等の危険箇所は、KY活動等を通じてすべての作業従事者に共有すること。

## （作業中の安全対策）

- 5 受注者は、作業中の安全を確保するため、次の事項を遵守すること。
    - （1）使用する除草機械については、各メーカーの取扱説明書等を参照し、正しく取り扱うこと。
    - （2）除草機械の使用にあたっては、周辺の状況に応じて、飛散防止のために必要な防護措置を講ずること。また、防護措置は必ず除草作業の移動と同調すること。
    - （3）作業前に必ず作業従事者の健康状態を確認するとともに、作業中も適度な休憩を取りながら、体調に問題のない状態で作業すること。
    - （4）除草作業中の熱中症予防対策として、高温多湿の環境下では作業場所を日影等に変更するなど WBGT 値※の低減を図るとともに、水分及び塩分の補給を定期的かつ容易に行えるよう飲料水などを常備しておくこと。また、近隣に日影等の涼しい休憩場所を設けること
- ※WBGT 値：気温、湿度、輻射熱等の因子により暑熱環境における熱ストレスの評価を行う暑さ指数

## （除草機械の点検整備及び異常時の対応）

- 6 受注者は、除草機械の安全運転を確保するため、次の事項を遵守すること。
  - （1）除草機械は、日々の作業前に必ず点検し、安全装置等が確実に作動することを確認すること。
  - （2）除草機械は、ボルトの緩み等により、故障や部品の脱落・飛散等、予期しない深刻な事故の原因となることから、常に機械の状態に注意し、異常を感知した場合には、直ちに使用を停止し、点検整備を行うこと。

- (3) 除草機械の刈刃等、第三者に被害を及ぼすおそれがある部品が脱落・飛散した場合は必ず捜索して部品の所在を確認すること。同部品が発見できないときは、直ちに発注者に報告すると共に、必要に応じて所轄の警察署へ遺失届を提出すること。

#### (除草の実施計画のおよび除草の場所別の留意事項)

##### 7 除草工を実施する場合は、次の事項に留意すること

除草機械及び除草方法（防護措置を含む）については、設計図書等によりあらかじめ指定されている場合を除き、現場の状況を考慮し、別図を参考に選定すること。また、除草機械の仕様や安全教育についても同様に、別表を参考に選定・実施すること。

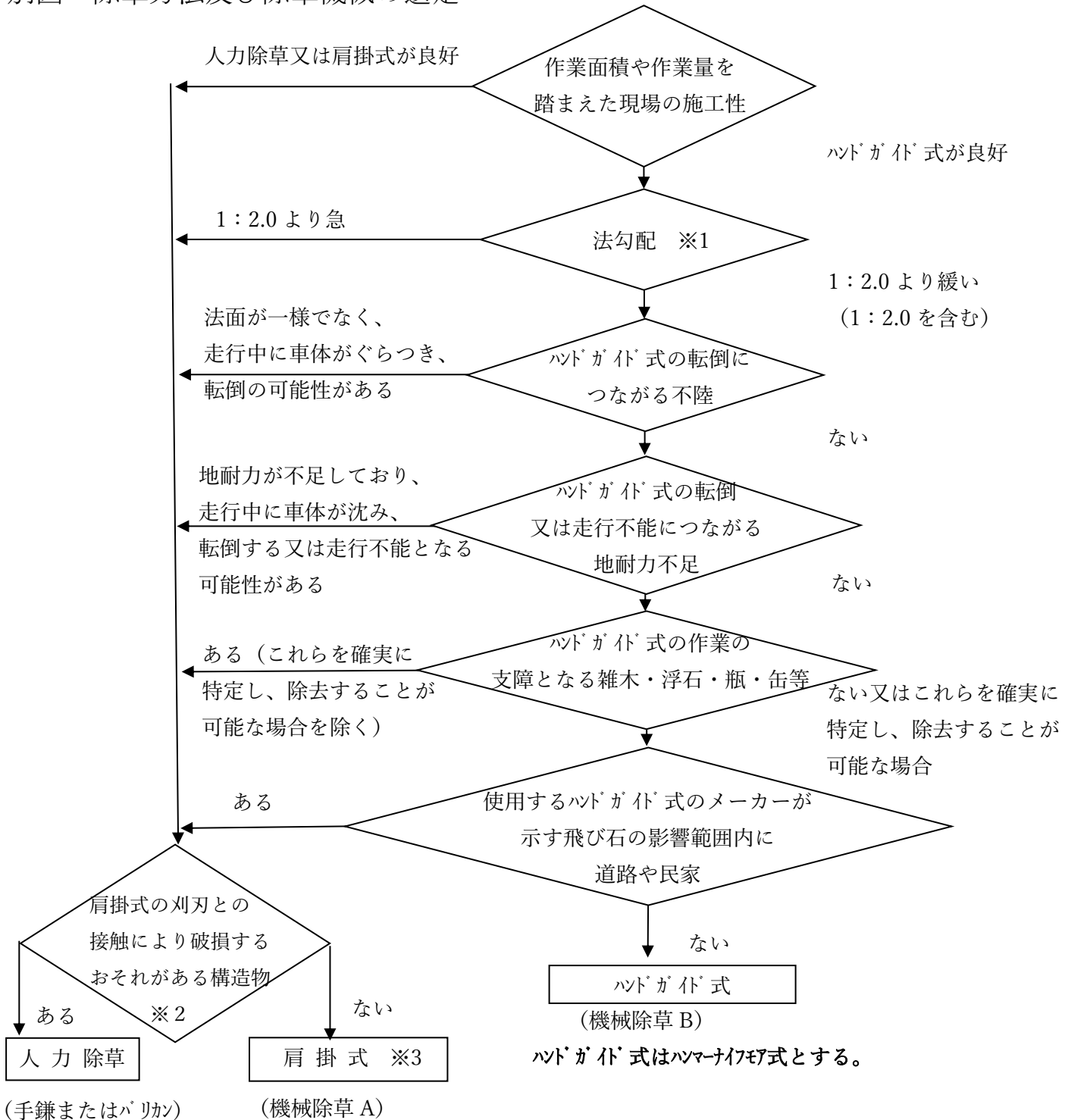
##### 8 道路の除草工を実施する場合は、次の事項に留意すること

- (1) 作業責任者は、様式1（道路除草工チェックシート）により安全確認事項を点検し、従事する作業者も含め、安全管理を徹底すること。また作業完了時に同様式を発注者に提出すること。
- (2) 通過交通、近隣家屋等への飛び石による被害が想定される場合には、コの字型除草防護板を設置すること。車道側のみならず、必要に応じて歩道側（民地側）にも防護板を設置し、防護板は飛び石等の飛散を防止できる十分な大きさとする

##### 9 道路以外（河川等）の除草工を実施する場合は、次の事項に留意すること

- (1) 作業責任者は、様式2（道路以外（河川等）チェックシート）により安全確認事項を点検し、従事する作業者も含め、安全管理を徹底すること。また作業完了時に同様式を発注者に提出すること。
- (2) 飛び石により第三者に危害を及ぼすおそれがある場合は、飛散防護の対策を行うこと。

## 別図 除草方法及び除草機械の選定



※1 使用するハンドガイト式のメーカーが示す最大使用傾斜角度より現場の勾配が緩いことが確認できる場合は、法勾配1:2.0によらず選定できるものとする。

※2 構造物の例：標識柱、看板、ケーブル、防護柵、植栽、塀、家屋、倉庫、車両、照明灯

※3 歩行者や通行車両等への飛散防止が必要な場合は、チップソーをロータリーハサミ方式の刈刃に交換するなど更なる飛散防止対策を図ること。

道路以外（河川等）の除草工において、別図「除草方法及び除草機械の選定」によらない機械を選定する場合は、別途、監督員に対して機械の仕様及び安全対策の説明を行い、承諾を得ること。

別表 除草方法及び使用する除草機械別の仕様・安全教育

除草方法		仕様等	除草場所		
			道路※ <sup>1</sup>	道路以外（河川等）	
人力除草		仕様等	手鎌、バリカン		
		安全教育	受注者は現場条件をふまえ、メーカーのマニュアル等を参考に、安全教育を行うこと		
機 械 除 草	肩掛式 （背負式 を含む）	仕様等	チップソー（標準）、ロータリーハサミ 【使用不可】ナイロンコード、4枚刃等の少数刃※ <sup>2</sup>		
		安全教育	受注者はすべての除草作業従事者に「肩掛式草刈機の安全対策マニュアル(案)」(国土交通省近畿地方整備局近畿技術事務所)を用いて安全管理等の指導を行うこと 発注者はすべての除草作業従事者が、「刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育について」に基づく安全衛生教育を受講していることを確認すること		
	ハンド ガイド式	仕様等	ハンマーナイフモア式※ <sup>3</sup> 【使用不可】ロータリーカッター式※ <sup>4</sup>		
		安全教育	受注者はすべての除草作業従事者に「ハンドガイド式草刈機の安全対策マニュアル(案)」(国土交通省近畿地方整備局近畿技術事務所)を用いて安全管理等の指導を行うこと		
	バックハウ アタッチ メント式	仕様等	/	ハンマーナイフモア式※ <sup>3</sup> 【使用不可】ロータリーカッター式※ <sup>4</sup>	
		安全教育		受注者はすべての除草作業従事者に、メーカーのマニュアルを参考に、安全管理等の指導を行うこと	

- ※1 道路の除草作業は、道路法で定める道路を対象とする。また、道路以外においても人家に近接する等、道路の除草作業と同様の注意が必要な場所を含むものとし、現場の状況に応じた除草方法及び安全教育を実施すること。  
ただし、全面通行止めを行って作業する場合は、上表の限りではない。
- ※2 ナイロンコードや4枚刃等の少数刃は、飛び石等による被害発生リスクを考慮し使用しないこと。ただし、場所により使用が必要な場合は、別途、発注者と協議すること。
- ※3 回転部分に飛び石防護カバー・運転者防護の防護板を装備しているもの。  
ハンマーナイフモア式以外を使用する場合は、別途協議すること。
- ※4 ロータリーカッター式は、飛び石や故障・破損時の部品の飛散による被害発生リスクを考慮し使用しないこと。

【参考】

1. 肩掛式に利用される刈刃の種類



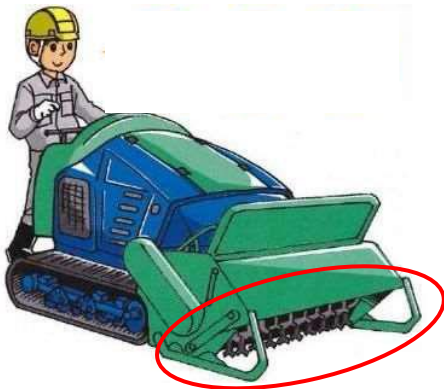
チップソー



ロータリーハサミ  
(上下逆回転刃)

(※写真出典：「肩掛け式草刈機の安全対策マニュアル(案)」国土交通省近畿地方整備局近畿技術事務所)

2. ハンマーナイフモア式とロータリーカッター式



- ハンマーナイフモア式は、回転軸が地面と平行で、刈刃が防護カバー内で地面に対して垂直方向に回転する方式
- ロータリーカッター式は、回転軸が地面に対して垂直で刈刃が地面に対して水平方向に回転する方式

(※イラスト出典：「ハンドガイド式草刈機の安全対策マニュアル(案)」国土交通省近畿地方整備局近畿技術事務所)